



“電化製品の回収が無料となります”

全国・町内の現状と課題

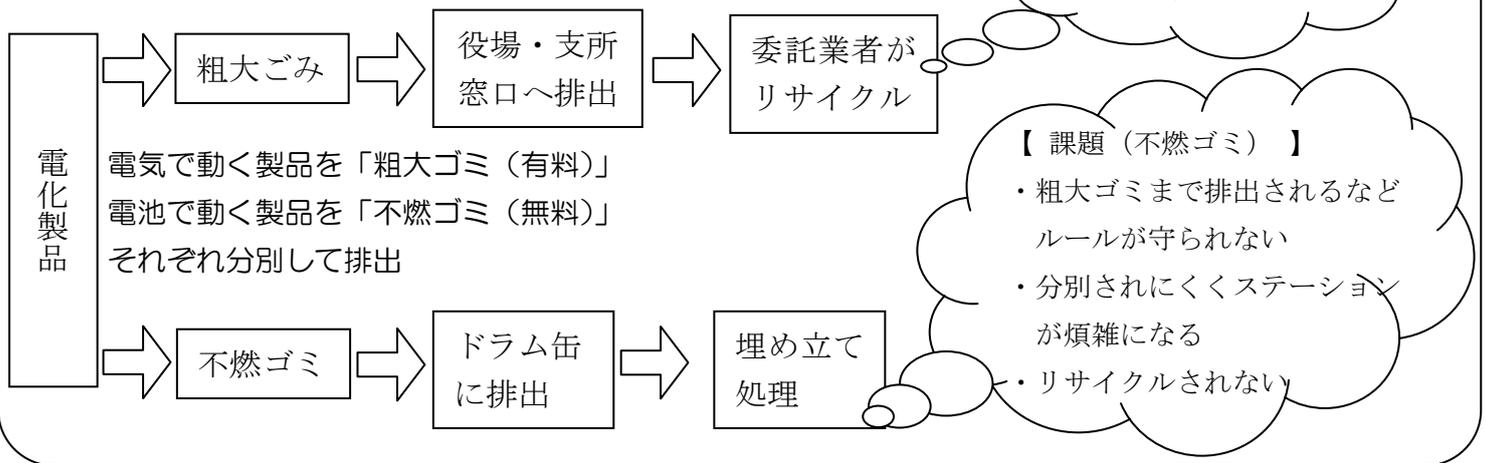
最近、「無料にて回収します」と呼び掛けながら車で回る不用品回収業者が全国各地に存在します。これらの業者の中には、許可を得ずに営業している場合があります。無許可業者が回収した電化製品は、実際にはリサイクルされず解体して金属類などの売れる部品だけを抜き取り不用となった部品は不法投棄し、使用可能なものについては、そのまま海外に不正に輸出されるケースがあります。これらの不法投棄や不正輸出は違法行為であり、貴重な資源（レアメタル）の海外流出を未然に防ぐことが国の課題となっています。

では、鬼北町内の現状はどうなっているのか、どのような課題があるのかをお知らせします。現在、鬼北町では電気で動く電化製品を「粗大ゴミ」、電池（太陽電池含む）で動く電化製品を「不燃ゴミ」と分類して回収しています。「粗大ゴミ」として回収された電化製品は、委託業者が適正に処理されています。粗大ゴミの排出には、それぞれの品目に応じた処分料が必要となり、排出者の方にお支払いいただいています。「不燃ゴミ」としてドラム缶にて回収した電化製品の処分は、全て埋め立てにより処理されています。

不用となった電化製品を細かく解体し選別すれば100%に近い割合で全ての部品を再利用することができます。しかし、現状では不燃ゴミとして排出された家電製品については全く再利用できません。

鬼北町では以前から、不燃ゴミをドラム缶へ排出する方法を執っており、不燃ゴミなら何でも投入できると思われがちですが、ドラム缶へ排出できる廃棄物の種類は決められております。電気で動く電化製品は、粗大ゴミとして分類されているためドラム缶への排出はできません。これまでも広報などでお知らせしておりますが、依然ルールを守らない方がおられます。限りある資源の再利用と埋め立て処理の減量をどのように進めていくか、不法投棄やゴミステーションでのルールを無視した行為に対してどう対応していくかが課題となっています。

【 これまでの排出方法の説明フロー図 】



課題改善に向けた動き（電化製品の無料回収を実施）

1 ページで紹介しました不正輸出や資源の海外流出の現状を改善するため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」）が今年度国会で成立、本年4月1日から施行となります。この法律は、電化製品の中には再利用可能な金属や貴重な資源のレアメタルが多く含まれており、家庭より排出される使用済家電製品を回収し、適正に処理・リサイクルしていくことを目的としております。この法律での住民の方々にとっての最大の利点は、電化製品を排出する際の回収費用が無料になることです。

小型家電リサイクル法が施行されることに伴い、環境省では電化製品を無料で回収するための体制を整え、施行後円滑な取り扱いが進むよう、実証事業を実施すると昨年全国の市町村へ呼び掛けました。この事業は、新たなリサイクル制度を新設し、多くの市町村が参加することにより、廃棄物の減量化・有用金属の再資源化を行うことで、国内の循環型社会形成の推進と資源の安定供給の確保を目的としており、今後どのような回収方法が一番効率良く進むのかを実証し検討するための事業であり、参加を希望する自治体には回収に必要な回収用ボックスなどの提供があります。

鬼北町は、愛媛県を主体とした県内5町と共にこの事業に参加するよう準備を進めてきました。2月中には準備が整う見込みとなりましたので、**平成25年3月1日以降は電化製品の回収を無料（原則）**で行うことができます。

電化製品を無料で回収することで、ドラム缶への排出減量化、不法投棄の防止及び限りある資源の有効利用を目的としていますのでご協力をよろしくお願いいたします。

《 誤った排出方法や不法投棄の事例紹介 》



ここに掲載した写真は、排出方法を誤った禁止となっている電化製品や特定家電をゴミステーションに排出している例です。

各品目毎の排出方法を確認し、ルールを守って排出してください。

ステーションへの粗大ゴミ（電化製品含む）や特定家電の排出は不法投棄とみなしますので絶対におやめください。

100%のリサイクル処理を目標として、無料回収始めます!!

2ページでお伝えしましたとおり、鬼北町では平成25年3月1日から、電化製品の無料回収を実施します。埋め立て処分されるゴミを減らし、貴重な資源を100%再利用できるよう目指しておりますので、皆さんにもご協力いただきますようお知らせします。

対象となる品目・対象外の品目、排出方法及び回収場所については、以下のとおりとなりますのでご確認ください。

<p>対象品目</p>	<p>◎電気・電池で動く電化製品であれば回収できます。</p> <p><u>※壊れたり、動かなくなったものも回収できます。</u></p> <p>例えばこんなものが回収できます↓↓</p> <p>携帯電話、パソコン、電話機、ファックス、ラジオ、デジカメ、ビデオカメラ、ビデオ(DVD・BD)デッキ、音響機器、電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、ドライヤ、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品、リモコン、プリンター、ヘッドホンなど</p> <p>※一部の例ですので、ここに掲載が無くともほとんどの電化製品は回収できます。</p> <p>対象品目かどうかを確認される場合は、環境保全課までご連絡ください。</p>
<p>非対象品目</p>	<p>◎テレビ・エアコン・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機(衣類乾燥機)は「家電リサイクル法」の対象となるため回収できません。</p> <p>※上記製品を処分する際は販売小売店へご相談ください。</p> <p>◎マッサージチェアなどの大型家電は対象外となります。</p> <p>※大型家電は効率的な収集・運搬ができないため対象外とされました。大型家電につきましては、これまでと同様に粗大ゴミとして回収致します。粗大ゴミとしての回収には処分料が必要です。</p>
<p>排出方法</p>	<p>◎各回収場所(町内6箇所)に、回収用ボックスを設置しておりますので投入してください。ボックスは屋外に設置しておりますので、いつでも投入できます。</p> <p>◎ボックスの投入口は25×15cmです。この大きさまでの家電は投入いただけます。ボックスの投入口より大きい製品につきましては、役場環境保全課又は日吉支所で回収しますので、ご持参ください。</p> <p>◎乾電池で動くものは、必ず乾電池を取り除いてください。(乾電池は各ステーションに設置の回収容器に入れてください。)</p> <p>◎携帯電話やパソコンなどに保存されている個人情報につきましては、排出者の責任により消去するなどの対応をしてから投入してください。</p>

回収場所

(直接持ち込み)

◎小型のもの（25×15 cm以内の大きさ）

鬼北町役場本庁（環境保全課）、日吉支所、

好藤・愛治・三島・泉の各公民館（計6箇所）

各回収場所には、黄緑色（予定）の「回収ボックス」と「のぼり旗」が設置されますので、ボックスと旗を目印にしてください。

◎上記以外のもの（25×15 cm以上の大きさ）

鬼北町役場本庁（環境保全課）、日吉支所の各窓口

※屋内になりますので、担当者へ申し出てください。

なお、無料での回収は、回収場所へ持ち込みをされた場合のみとなります。

ご自分で持ち込みできない場合は、委託業者がご自宅まで回収に伺います。その場合は、電化製品の処分料は無料ですが、収集・運搬手数料が必要となります。

他にも実施しているリサイクルへの取り組み紹介

今回の新たなリサイクルへの取り組み以外にも、鬼北町ではいろいろなリサイクルを実施しております。既にご承知の方も多いと思いますが、紹介させていただきます。

皆様のご協力をよろしくお願い致します。

回収品目名	概要
古紙	トイレトーパーやコピー用紙などの再生紙などにリサイクルされます。
食品トレイ	溶融されエコトレイとしてリサイクルされます。
発泡スチロール	溶融され再生プラスチックなどにリサイクルされます。
ペットボトル	文房具やテント、カーペットなどにリサイクルされます。
ガラスビン	再生ガラスビンや路盤の土壌改良材、断熱材などにリサイクルされます。
古着	使える物は災害時の対応用にストックされたり海外へ輸出し、使えない物は車などの防音材となります。
廃食用油	家畜の飼料となったり、バイオディーゼル燃料として使われます。 ※来年度はバイオディーゼル燃料を公用車に使用する予定もあります。

ゴミの分別方法やリサイクルに関するお問い合わせ等がありましたら環境保全課までご連絡ください。

鬼北町役場 環境保全課 TEL 0895-45-1111 FAX 0895-45-1119